

○財務省告示第二百十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成二十九年六月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成二十九年七月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

1 平成二十九年度の初日から平成二十九年六月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉

六万八千八百二十六トン

二 冷凍牛肉

八万九千二百五十三トン

2 平成二十九年度の初日から平成二十九年六月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉

三万六千九百二十七トン

二 冷凍牛肉

三万七千八百二十三トン